測量法に基づく国土地理院長承認(使用)R3JHs 公-2268号65116号　GISMAP　ジスマップ

秋田県鳥獣保護区等位置図

（令和５年度版）

狩猟者の心得

この図面は保護区等の位置を示したもので、区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに地元の狩猟者か狩猟関係の職員にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

1．狩猟鳥獣は、現在の狩猟者だけのものではないという考えで狩猟をしてください。
2．確実に種類が判別でき、確実に捕獲できると判断した獲物だけを撃つようにしてください。
3．先着狩猟者の、先退りをしないようにしてください。
4．農耕地や造林地の所有者に、迷惑をかけないようにしてください。
5．山火事を起こさないように、注意してください。
6．保護区や休猟区は、みんなで大切にしてください。
7．秋田県の狩猟期間

秋田県の狩猟期間は11月15日から翌年の２月15日までです。ただし、キジ・ヤマドリは11月15日から翌年１月15日まで、ツキノワグマは11月１日から翌年２月15日まで、イノシシ・ニホンジカは11月１日から翌年３月15日までです。

8．秋田県で確認されている狩猟鳥獣

カワウ・キジ・ヤマドリ・コウライキジ・ヤチドガモ・コガモ・ヨシガモ・マガモ・カルガモ・ヒドリガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・タシギ・ヤマシギ・キジバト・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ミヤマガラス・スズメ・ニュウナイスズメ・ヒヨドリ・ムクドリ・クマ・キツネ・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・テン・イタチ・イノシシ・ニホンジカ・ノウサギ・ノネコ・ノイヌ。なお、**オスイタチについては一部で捕獲禁止となっています。**

9．捕獲が禁止されている狩猟鳥獣及び場所

オスイタチ――海秋田部大潟村八郎潟中央干拓地→狩猟禁止（令和元年11月15日から令和６年11月14日まで）
キジ・ヤマドリ（メス）――全国（令和４年９月15日から令和５年９月14日まで）

10．１人１日当たりの捕獲数

狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数	狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数
キジ(コウライキジ含む)およびヤマドリ	合計して２羽	タンポおよびヤマシギ(アマミヤマシギを除く)	合計して５羽
オナガガモ・コガモ・ヨシガモ・マガモ・カルガモ・ヒドリガモ・ハシビロガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・タシギ・ヤマシギ・キジバト・ハシブトガラス・ハシボソガラス・ミヤマガラス・スズメ・ニュウナイスズメ・ヒヨドリ・ムクドリ・クマ・キツネ・タヌキ・アナグマ・ハクビシン・テン・イタチ・イノシシ・ニホンジカ・ノウサギ・ノネコ・ノイヌおよびクロガモ	合計して５羽（ただし網猟をするものについては、狩猟期間を通じて100羽）	キジバト	10羽

11．日の出・日の入時刻

月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入	月	日	日の出	日の入
11	1	6:07	16:39	11	9	6:16	16:29	11	16	6:25	16:20	11	24	6:34	16:13	12	1	6:43	16:09	12	9	6:51	16:07
11	2	6:08	16:37	11	10	6:17	16:28	11	17	6:26	16:19	11	25	6:35	16:12	12	2	6:44	16:09	12	10	6:52	16:07
11	3	6:09	16:36	11	11	6:18	16:27	11	18	6:27	16:18	11	26	6:36	16:11	12	3	6:45	16:09	12	11	6:53	16:07
11	4	6:10	16:34	11	12	6:19	16:26	11	19	6:28	16:17	11	27	6:37	16:10	12	4	6:46	16:09	12	12	6:54	16:07
11	5	6:11	16:33	11	13	6:20	16:25	11	20	6:29	16:16	11	28	6:38	16:09	12	5	6:47	16:09	12	13	6:55	16:07
11	6	6:13	16:31	11	14	6:21	16:24	11	21	6:30	16:15	11	29	6:39	16:08	12	6	6:48	16:08	12	14	6:56	16:07
11	7	6:14	16:30	11	15	6:22	16:23	11	22	6:31	16:14	11	30	6:40	16:07	12	7	6:49	16:08	12	15	6:57	16:07
11	8	6:15	16:29	11	16	6:23	16:22	11	23	6:32	16:13	12	1	6:41	16:06	12	8	6:50	16:08	12	16	6:58	16:07
11	9	6:16	16:29	11	17	6:24	16:21	11	24	6:33	16:12	12	2	6:42	16:06	12	9	6:51	16:07	12	17	6:59	16:07
11	10	6:17	16:28	11	18	6:25	16:20	11	25	6:34	16:11	12	3	6:43	16:06	12	10	6:52	16:07	12	18	7:00	16:07
11	11	6:18	16:27	11	19	6:26	16:19	11	26	6:35	16:10	12	4	6:44	16:06	12	11	6:53	16:07	12	19	7:01	16:07
11	12	6:19	16:26	11	20	6:27	16:18	11	27	6:36	16:09	12	5	6:45	16:06	12	12	6:54	16:07	12	20	7:02	16:08
11	13	6:20	16:25	11	21	6:28	16:17	11	28	6:37	16:08	12	6	6:46	16:06	12	13	6:55	16:07	12	21	7:03	16:08
11	14	6:21	16:24	11	22	6:29	16:16	11	29	6:38	16:07	12	7	6:47	16:06	12	14	6:56	16:07	12	22	7:04	16:08
11	15	6:22	16:23	11	23	6:30	16:15	11	30	6:39	16:06	12	8	6:48	16:06	12	15	6:57	16:07	12	23	7:05	16:08
11	16	6:23	16:22	11	24	6:31	16:14	12	1	6:40	16:06	12	9	6:49	16:06	12	16	6:58	16:07	12	24	7:06	16:08
11	17	6:24	16:21	11	25	6:32	16:13	12	2	6:41	16:06	12	10	6:50	16:06	12	17	6:59	16:07	12	25	7:07	16:08
11	18	6:25	16:20	11	26	6:33	16:12	12	3	6:42	16:06	12	11	6:51	16:07	12	18	7:00	16:07	12	26	7:08	16:08
11	19	6:26	16:19	11	27	6:34	16:11	12	4	6:43	16:06	12	12	6:52	16:07	12	19	7:01	16:07	12	27	7:09	16:08
11	20	6:27	16:18	11	28	6:35	16:10	12	5	6:44	16:06	12	13	6:53	16:07	12	20	7:02	16:08	12	28	7:10	16:08
11	21	6:28	16:17	11	29	6:36	16:09	12	6	6:45	16:06	12	14	6:54	16:07	12	21	7:03	16:08	12	29	7:11	16:08
11	22	6:29	16:16	11	30	6:37	16:08	12	7	6:46	16:06	12	15	6:55	16:07	12	22	7:04	16:08	12	30	7:12	16:08
11	23	6:30	16:15	12	1	6:39	16:07	12	8	6:47	16:06	12	16	6:56	16:07	12	23	7:05	16:08	12	31	7:13	16:08

（注）秋田県の日の出・日の入時刻は、秋田市の時刻を基準として新聞等に掲載されます。秋田県の日の出・日の入時刻はこの表のとおりです。

12．猟銃および空気銃使用について

1．使用前に銃器を点検し、機能の安全なものを使用してください。
2．発射の必要が起こる直前まで、装てんしないようにしてください。
3．装てんしていないときでも、銃口を人体に向けないでください。
4．矢先を十分確かめてから、発砲してください。
5．猟場で休けいするときは、弾を抜き薬室を開いて地上に置いてください。
6．酒気をおびたときは、銃を手にしないでください。
7．銃と弾薬は、別々の場所に厳重に保管してください。
8．電線、電話線等に向っての発砲はしないでください。

鳥獣保護区等一覧表

(1) 鳥獣保護区・鳥獣保護区特別保護地区

番号	鳥獣保護区の名称	区分	所在地	面積(ha)	特別保護区面積(ha)	期間	備考
1	下前 沼	国指定大規模生息地	能代駅小坂町	1,931	1,727	3.10.31	
2	二ツ 山	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
3	保 呂 羽 山	森林鳥獣生息地	雄物川	1,000		3.10.31	
4	金 足	森林鳥獣生息地	雄物川	1,000		3.10.31	
5	太 平 山	森林鳥獣生息地	雄物川	1,000		3.10.31	
6	八 郎 潟	森林鳥獣生息地	八郎潟	1,000		3.10.31	10羽以
7	大 内 田 沼	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	10羽以
8	下 堤 内	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
9	金 沢 森	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
10	鳥 潟	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
11	小 木 鴨	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
12	鳴 川	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
13	鳴 沢 森	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
14	下 前 沼	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
15	向 町 沢	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
16	大 滝 沢	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
17	大 野 台	森林鳥獣生息地	北秋田市	1,000		3.10.31	
18	大 野 台	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
19	金 山 沼	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
20	小 又 沼	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
21	仏 社 沢	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
22	八木橋森林公園	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
23	大 滝 山	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
24	大 野 台	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
25	大 野 台	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	
26	大 野 台	森林鳥獣生息地		1,000		3.10.31	